

## 長久手市市政・広報 e-モニター設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市市政・広報 e-モニター（以下、「e-モニター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本制度は、市政及び広報に関する意見、要望等を組織的かつ継続的に聴くことによって市民の関心及び意向を把握し、市政及び広報活動の合理的な運営を図ることを目的とする。

### (職務)

第3条 e-モニターは、市がインターネットを通して実施するアンケートを通じて、市政及び広報に関し提案することを職務とする。

### (対象)

第4条 e-モニターの対象者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 18歳以上で、日本語が理解できる人。
- (2) 市職員とその関係者ではないこと。
- (3) 本人又は支援する家族等が、インターネット及び電子メール（携帯電話によるものを含む。）を利用できること。

### (任期)

第5条 e-モニターの任期は、e-モニターに登録された日から次項の事由が発生し、登録抹消の手続きが完了した日までとする。

- 2 市長は、e-モニター登録者が登録資格を喪失したと判断したとき又は登録者本人が登録の辞退を申し出たとき並びに e-モニターとしての登録が不相当と判断したときその任を解く。

### (謝礼)

第6条 各年度の4月1日から3月31日までの間に回答したアンケート回数に応じ、謝礼を提供する。ただし、e-モニターに登録していることに対する謝礼は提供しない。

- 2 謝礼の内容は、予算の範囲内において別途定める。
- 3 謝礼は、各年度における全てのアンケートの終了後に提供する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。